## 新型コロナウイルスワクチン接種の 安全かつ円滑な実施に向けた緊急要望

新型コロナウイルスワクチンの接種については、国は、改正予防接種法に基づき、本年2月下旬にも医療従事者を対象に接種を開始した後、高齢者、基礎疾患を有する者、その他の全国民を対象に順次実施するとしている。

都市自治体においては、新型コロナウイルス感染症が住民の命と 健康はもとより、社会経済にも極めて大きな被害を及ぼしている状 況にあることから、ワクチン接種の安全かつスピーディーな実施に 向けて全力で取り組んでいるところである。

しかしながら、今回のワクチンについては、国内でも前例のない ワクチンであり、その特性上、アナフィラキシーショック等の副反 応が生じた際の対応や、感染防止策を講じながら全住民を対象に接 種する必要があるなど、様々な課題が生じており、都市自治体は、 地域の医療機関との調整をはじめ、限られた医療資源の中でスピー ディーな体制を構築していくことに大変苦慮している。

ついては、国において、国民へのワクチン接種が安全かつ円滑に実施できるよう、下記の事項について特段の措置を講じられたい。

記

## 1. ワクチン接種に要する経費に対する財政措置について

ワクチン接種の実施に向けて、都市自治体が計上する①人件費、システム改修費、印刷・郵送経費等の準備に要する事業費、②集団接種を実施する場合の医師確保のための経費及び看護師等の医療従事者や受付・誘導等の人員確保に要する人件費、会場使用料、接種に係る器具等の確保・処理に要する費用等について、国が示すワクチン接種単価等では過不足を生じることが懸念されるため、都市自治体の負担が生じないよう財政措置を講じること。

## 2. 都市自治体と医療機関等の円滑な連携に必要な支援策について

ワクチン接種の実施については、多くの都市自治体において医療機関における個別接種と集団接種の併用が検討されているが、 都市自治体の規模によっては集団接種による接種率に限りがあることから、診療所等による個別接種に多くの割合を依存せざる を得ない状況である。

しかしながら、診療所等においては、①三密を避けるためワクチン接種日は一般患者については休診にせざるを得ないことによる経済的負担が大きい、②アナフィラキシーショック等が生じた際の緊急対応に懸念がある、③ワクチン接種後の経過観察に多くの時間とスタッフを要する等の理由により、個別接種に参入することが困難とする地域が多数である。

すなわち、今回のワクチン接種に当たっては、個別接種及び集団接種いずれにおいても、診療所等の協力無くしてはスピード感をもってワクチン接種を進めることができないばかりか、混乱を来すことが懸念される。

よって、通常診療への影響等を考慮した協力金などにより、都市自治体が地域の実情に応じたワクチン接種体制が構築できるよう財政支援策を講じること。

令和3年1月29日

全 国 市 議 会 議 長 会 会 長 野 尻 哲 雄 (大分市議会議長)